

香取合同庁舎が移転します

香取合同庁舎がJR成田線佐原駅隣接地に移転し、11月6日(月)から業務を開始します。これまで香取合同庁舎に入居をしていた機関に加え、香取健康福祉センター(香取保健所)、香取農業事務所、香取土木事務所が新たに入居します。

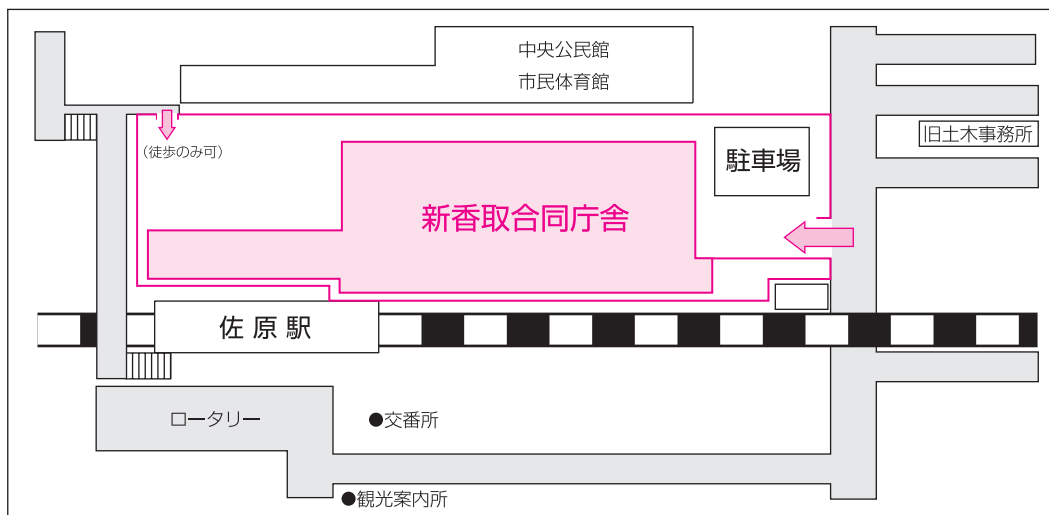
新住所 香取市佐原イ92-11

※電話番号およびFAX番号に変更はありません。

○問合せ 千葉県香取地域振興事務所

☎⁵⁴1311

階数	機 関 名	電話番号
4階	香取土木事務所	☎ ⁵² 5191
	北総教育事務所分室	☎ ⁵⁴ 1529
3階	香取農業事務所	☎ ⁵² 9191
	農林総合研究センター病害虫防除課分室	☎ ⁵⁴ 4582
2階	香取健康福祉センター(香取保健所)	☎ ⁵² 9161
1階	香取地域振興事務所	☎ ⁵⁴ 1311
	香取県税事務所	☎ ⁵⁴ 1314



11月は「動物による危害防止 対策強化月間」です

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です。次のことに注意して、動物による事故や迷惑を防止しましょう。

①人が犬にかまれる事故が平成28年度は県内で173件発生しました。

- ・ 飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出を出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の診断を受けさせることが必要です。
- ・ 犬の放し飼いは禁止されています。
- ・ 事故を起こさないようなしつけ、飼い方をすることが重要です。

②犬の登録と狂犬病予防注射は法律に定められた飼い主の義務です。

③ねこは屋内で飼いましょう。

④動物は責任をもって最後まで面倒をみましょう。

○問合せ

香取健康福祉センター(香取保健所) ☎⁵²9161

千葉県動物愛護センター ☎0476-93-5711

11月11日(土)～17日(金) 税を考える週間

国税庁・国税局・税務署では、国や地方公共団体の基礎となる「税」に対する理解を一層深めていただくため、毎年11月11日から17日までを「税を考える週間」と定めて、様々な広報・広聴活動を行っています。今年のテーマは「くらしを支える税」です。

また、千葉県税理士会佐原支部では次の要領で「税理士による税の無料相談」を実施します。お気軽にご相談ください。

○日時 11月13日(月)、14日(火)
10:00～15:00

○場所 ショッピングモールサワラシティ
1階特設会場

○問合せ 佐原税務署 ☎⁵⁴1331

○税に関する情報は国税庁ホームページへ

<http://www.nta.go.jp/>